

霧島市介護保険条例の一部改正について

霧島市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 1 5 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成30年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同項第 1 号中「35,880円」を「36,900円」に改め、同項第 2 号中「53,820円」を「55,350円」に改め、同項第 3 号中「53,820円」を「55,350円」に改め、同項第 4 号中「64,584円」を「66,420円」に改め、同項第 5 号中「71,760円」を「73,800円」に改め、同項第 6 号中「86,112円」を「88,560円」に改め、同項第 7 号中「93,288円」を「95,940円」に改め、同項第 8 号中「107,640円」を「110,700円」に改め、同項第 9 号中「121,992円」を「125,460円」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年度における」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの」に、「21,528円」を「22,140円」に改め、同条第 3 項中「令和 2 年度における」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの」に、「21,528円」を「22,140円」に、「35,880円」を「36,900円」に改め、同条第 4 項中「令和 2 年度における」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの」に、「21,528円」を「22,140円」に、「50,232円」を「51,660円」に改める。

第 5 条第 1 項中「合計所得金額」の次に「(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)」を加える。

第12条中に次のただし書きを加える。

ただし、第 1 号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第317条の 2 第 1 項の申告書(第 1 号被保険者本人

及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の全てが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

附則第8項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定め、及び令和2年度税制改正が及ぼす介護保険料や保険給付の負担水準等への影響を緩和する措置を講じるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。